

ぴーふるサポーター制度設置要領

令和3年4月制定

(趣旨)

第1条 草津市立人権センター（以下「人権センター」という。）の設置目的である「市民の自主的な参画で、市民と行政が協働して差別のない明るいまちづくり」を推進するため、草津市民が主体的に人権に係る教育または啓発活動を行う機関・団体・個人（以下「市民人権活動団体等」という。）と人権センターが、相互に連携・協力・支援・協働を行うことにより、草津市の人権施策および教育・啓発事業の活性化および円滑化ならびに充実化を図ることを目的とし、ぴーふるサポーター制度を設置する。

(登録の申請)

第2条 ぴーふるサポーター（以下「サポーター」という。）に登録をしようとする市民人権活動団体等は、ぴーふるサポーター登録申請書（別記様式第1号）を人権センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(登録の要件)

第3条 サポーターに登録することができる市民人権活動団体等は、所長が定める要件をすべて満たすものとする。

2 機関・団体が登録する場合の前項の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 草津市域を主たる活動の拠点とし、地域社会に人権啓発または教育に寄与する事業を行っていること。
- (2) 構成員が3名以上で、その半数以上が草津市に在住、在勤または在学していること。
- (3) 機関・団体の活動が組織的かつ計画的に一年以上継続できること。
- (4) 営利事業を目的としないこと。
- (5) 特定の政党、政治団体等および宗教、教団等を支持、支援し、およびそれらの利害に関わる活動を行わないこと。
- (6) 申請書を提出する日の属する年度の前年度から申請書を提出する日までに、第9条第1項によりサポーター登録の取り消しを受けていないこと。

3 個人が登録する場合の第1項の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 草津市に在住、在勤または在学していること。
- (2) 申請書を提出する日の属する年度の前年度から申請書を提出する日までに、第9条第1項によりサポーター登録の取り消しを受けていないこと。

(登録の承認)

第4条 所長は、第2条の申請があったときは、これを審査し、第3条第2項各号または同条第3項各号に定める要件を満たすと認めるときは、当該市民人権活動団体等にぴーふるサポーター登録証（別記様式第2号）を交付する。

(登録の不承認)

第5条 所長は、市民人権活動団体等が第3条第2項各号または同条第3項各号に定める要件を満たさないと認めるときは、登録を行わず、当該市民人権活動団体等に対しぴーふるサポーター登録不承認通知書（別記様式第3号）により通知する。

(登録の期間)

第6条 サポーターの登録期間は、第4条に定めるび一ふるサポーター登録証の交付日から当該年度末日までとする。ただし、初めて登録を行う市民人権活動団体等のサポーター登録期間については、所長が別に定めるものとする。

(登録の更新)

第7条 サポーターは、サポーターの登録期間の更新をするときは、再度、第2条の申請を行わなければならない。

(登録の解除)

第8条 市民人権活動団体等がサポーターの登録を取消したい場合は、その旨を所長に申し出ることとする。

(登録の取消し)

第9条 所長は、サポーターが次の各号に該当した場合は、サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったことが発覚した場合
- (2) 第12条に定める責務を遵守しない場合
- (3) 正当な理由なく第10条のサポートを行わなかった場合

2 所長は、前項によりサポーターの登録を取り消した場合は、当該市民人権活動団体等に対し、登録取消通知書(別記様式第4号)により通知することとする。

(サポーターの役割)

第10条 サポーターは、サポーター登録申請時に、別表1に定める人権センター事業へのサポート項目を選択し、サポートを行うこととする。

2 サポーターは、サポーター登録期間中、別表1のサポート項目を追加することができる。

3 サポーターは、サポーター登録期間中、第1項で選択したサポート項目の合計ポイント数を下回らない範囲で、サポート項目を変更することができる。

(サポーターへの支援)

第11条 所長はサポーターに対し、サポーターが行う別表1のサポート項目の合計ポイント数に応じて別表2に定める支援を行うこととする。

(サポーターの責務)

第12条 サポーターは、申請書の内容に変更があったときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

2 サポーターは、法令、規則その他社会的規範を遵守しなければならない。

3 サポーターは、所長から市民人権活動団体等に関する資料等の提出要求があるときは、すみやかに応じなければならない。

(細則)

第13条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

2 草津市人権センターサポーター設置要領(平成17年9月制定)は、廃止する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第10条関係）

サポーターが人権センターにサポートを行う内容

| 事業名 | サポート項目 | サポートポイント |
|---------------------|---------------------------|----------|
| いのち・愛・人権のつどい | 配布資料の袋詰め作業 | 2 |
| | 当日運営協力（受付・会場案内等） | 2 |
| | 事業の周知・PR | 1 |
| 人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい | 配布資料の袋詰め作業 | 2 |
| | 当日運営協力（受付・会場案内等） | 2 |
| | 事業の周知・PR | 1 |
| 人権セミナー | セミナーの受講（1回） | 1 |
| | 当日運営協力（受付・会場設定等） | 2 |
| | 講師紹介および交渉 | 3 |
| | 事業の周知・PR | 1 |
| 人権啓発ライブラリー | 人権に関する図書の紹介 | 1 |
| | 人権に関するDVDの紹介 | 1 |
| | その他人権に関する情報紙等の紹介 | 1 |
| | 人権啓発ライブラリーの周知・PR | 1 |
| 部落解放をめざす女性のつどい | 実行委員会として参加 | 3 |
| | 事業の周知・PR | 1 |
| 部落解放青年集会 | 実行委員会として参加 | 3 |
| | 事業の周知・PR | 1 |
| 同和問題市民連続講座 | 講座の受講（1回） | 1 |
| | 当日運営協力（受付・会場設定等） | 2 |
| | 講師紹介および交渉 | 3 |
| | 事業の周知・PR | 1 |
| その他 | 啓発・教育情報紙等の執筆 | 3 |
| | 啓発物品の企画 | 2 |
| | 啓発物品の企画および制作への協力 | 3 |
| | その他人権センター事業のPR | 1 |
| | 草津市人権センター連絡協議会委員の受託（選択不可） | 2 |

別表2（第11条関係）

人権センターがサポーターに支援する内容

| サポートポイント | 支援項目（びーふるサポーター登録期間中に限る） |
|----------|---|
| 1ポイント | 人権センター会議室の使用 1回 |
| 2ポイント | 人権センター会議室の使用 2回 |
| 3ポイント以上 | 人権センター会議室の使用 24回（月4回まで） |
| | サポーターが機関・団体の場合は、サポーターが主催し、草津市内の人権啓発または教育に寄与する事業の周知協力 2回まで（第3条第2項に定める要件に反する内容およびチケット等のあっせんは除く） |

覚 書

びーぷるサポーター制度設置要領第6条のただし書きで規定する「ただし、初めて登録を行う市民人権活動団体等のサポーター登録期間」については、サポーター登録証の交付日から当該年度末日までの間が、3か月に満たない場合、サポーター登録証の交付日から当該年度の翌年度末日までとする。

付 則

この書は、令和4年4月1日から施行する。